

木兎、七面鳥

秃 鶴

飛ぶ「衝立」

漆 工 部

松文様 小箱

鷺の圖 棚

蓮と鴨の圖 小屏風

茄子の圖 文庫

漆 小屏風

アザミ葉文乾漆花器

カラタチと蛾乾漆盛器

建 築 科

大演習統監恒久施設

大東亞留學生文化會館及附屬ホテル

村

厚生施設を持つ某工場管理事務所

石炭を生む山

設計私考

霧ヶ峰に建つグライダー村の建築

集會所

師 範 科

平常成績品(師範科ニ於テハ卒業製作ヲナサズ)

習 作 (油 畫)

習 作 (〃)

山根淳平

近藤隆定

杉本儀八

本科

大塚菊男

田中祐司

山内清司

福島恕一

秋貞寛治

佐藤正巳

北垣正樹

本科

曾宮俊一

矢澤六雄

小西 汎

朝倉毅彦

野木健男

杉原基司

平井久仁男

佐藤榮三

習 作 (日本畫)

習 作 (〃)

習 作 (〃)

習 作 (〃)

習 作 (〃)

習 作 (〃)

習 作 (〃)

習 作 (〃)

鬼澤美濃作

奥津正吾

大道健治

仲町謙吉

小泉由雄

込山昌宏

秋吉 匠

宮脇憲三

⑥ 依 嘱 製 作

受託年月	完成年月	件 名	数	依 嘱 者	製 作 担 当 者
18・9	18・9	「教育ニ関スル勅語並ニ米國及ビ英國ニ對スル宣戰ノ詔書」に金粉で菊の御紋章を描出すること		文 部 省	
18・12	19・7	大智禪師尊像木彫	1個	鳳儀山聖護寺 再建奉賛會長 熊本県知事 横溝 光暉	関野聖雲

⑦ 藤 島 武 二 の 死 去

昭和十八年三月十九日、帝国芸術院会員にして本校教授(油画科主任)の藤島武二が死去した。同十四年の岡田三郎助に引き続き洋画界の大御所二人目が死去したため、油画科の指導体制が著しく弱

体化したという批判の聲が上がり始めた。同科では三月二十九日付で小磯良平が、また、四月十二日付で寺内万治郎が講師に採用され、同月、助教教授伊原宇三郎も同科の指導に主力を注ぐことになったが、さらに五月二十七日には南薫造が辞職し、その後同科の教授陣は小林万吾（教授）、田辺至（同）、伊原宇三郎（助教教授）、岡四郎（同）、小磯良平（講師）、寺内万治郎（同）という顔触れとなった。

藤島武二の業績はあらためて喋々を要しないが、本校の作成に係る功績調書（紀元二千六百年の行賞候補者資料として昭和十四年十二月に文部省へ内申した文書の控え）が現存するので、ここに転載する。

功 績 調 書

東京美術學校教授正四位勳三等

藤 島 武 二

東京美術學校教授在官功績

右ハ幼少時代ヨリ畫才ニ秀デ既ニ小學校時代ニハ北齋漫畫ノ如キモノヲ手本トシ彩筆ニ親ミ、時ノ文部卿田中不^磨磨教育施設巡視ノ爲偶々鹿兒島縣歴訪ノ折選バレテ席畫ヲナシ其非凡ヲ謠ハレタリトイフ 明治十五年小學校ヲ卒ヘ鹿兒島學校ニ入學シタルモ在學二年ニシテ洋畫研究ノ爲ト京シ川端玉章ノ門ニ入り日本畫ヲ學ブコト六年 後洋風畫家曾山幸彦ニツキ初メテ洋畫ヲ學ブコト、ナレリ 次デ同二十三年ヨリ中丸精十郎 松岡壽 山本芳翠 黒田清輝等ニ就キ洋畫ノ指導ヲ受ク

本校ニ西洋畫ノ創設セラレタルハ明治二十九年七月ニシテ當時天真道場ノ黒田清輝、久米桂一郎兩名ノ聘セラレテ教授トナルヤ其推薦ニヨリ助教教授ニ任ゼラレ教鞭ヲ執ルコト、ナリタルモ同三十八年九月繪畫研究ノ爲佛伊兩國ニ留學ヲ命ゼラレ十一月出發 佛國ニ於テハバリノ國立美術學校ニ入學 教授フエルナンド、コルモンニ就キ薰陶ヲ受ケ約二年ニシテ同四十一年バリヲ去リ羅馬ニ行キ「カロリユス デュラン」ノ門ニ入り學ビ同四十三年一月歸朝ス

同年五月教授ニ進ミ爾來今日ニ至ルモノニシテ其在官實ニ四十二年餘ニ及ビ幾多ノ後進ヲ教養シ我國洋畫ノ進運ニ寄與セシ功績眞ニ多大ナルモノアリ

美術審査委員會關係功績

明治四十年六月勅令ヲ以テ美術審査委員會官制制定セラレ之ニ基キ毎年文部省美術展覽會開催スルコト、ナレリ 明治四十三年一月歸朝シタル藤島助教教授ハ翌四十四年第五回文展ニハ滯歐中ノ作品「幸ある朝」及「池」ノ二點ヲ翌四十五年第六回文展ニハ「公園の一隅」ヲ而シテ大正二年第七回文展ニハ「うつゝ」ヲ出品シ三等賞ヲ授ケラル カクテ大正三年八月美術審査委員會委員被仰付爾來大正八年之ガ廢止ヲ見ルニ至ル迄毎回其委員ヲ被仰付鑑審査ニ従事シ其功績ノ大ナルモノアリ 而シテ其間大正四年第九回文展ニハ「空」ト「匂ひ」同五年第十回文展ニハ「靜」ヲ同七年第十二回文展ニハ「草の香」ヲ出品推賞セラル

帝國美術院關係功績

大正八年美術審査委員會官制廢止セラレテ新ニ帝國美^院院規定制定

セラレ次デ美術展覽會規定ノ制定セララル、ヤ其審査員ニ擧ゲラレ爾後同十二年ニ至ル迄毎回其審査員トシテ鑑審査ニ從事シ功勞大ナルモノアリ。カクテ同十三年ニハ帝國美術院會員ニ擧ゲラレ昭和十二年帝國美術院ノ官制廢止セラレ帝國藝術院官制ノ制定セララル、ニ及ビ帝國藝術院會員被仰付爾來今日ニ至ル迄美術上ノ樞機ニ參畫シ其發達向上ニ貢獻セルコト大ナルモノアリ。

博覽會關係功績

明治二十八年京都ニ於テ開催セラレタル第四回内國勸業博覽會ニ「御裳濯圖」ヲ出品シ好評ヲ博シ褒賞ヲ授與セラレタルニ初マリ大正三年四月ノ東京大正博覽會及九月ノ臨時博覽會同十一年三月平和記念東京博覽會ニハ何レモ鑑審査官トシテ職務ニ從事シ功勞顯著ナルモノアリ。

宮内省關係功績

畏キ邊リノ御下命ニヨリ昭和三年ニハ御即位記念ノ油畫ヲ揮毫シタルヲ初メ同四年ニハ皇太后陛下ノ御下命ヲ拜シ今上陛下ヘノ獻上畫ヲ揮毫シ又同六年ニハ花蔭亭ノ壁畫揮毫ノ御下命ヲ蒙リ其光榮ニ浴シタルノミナラズ同九年十二月ニハ帝室技藝員ヲ命ゼラレ今尙職務ニ盡瘁シ功勞顯著ナリ。

一般美術界關係功績

明治二十四年當時ノ唯一ノ美術團體タル明治美術會ノ第三回展覽會ニ處女作「無慘」ヲ出品シテ好評ヲ博シタルニ初マリ翌二十五ノ第四回展ニハ「福神」「上代婦人」ノ二點ヲ翌第五回展ニハ「花見」ヲ第六回展ニハ「少女」「一竿風月」ヲ出品ス。明治二十九年黒田清輝、久米桂一郎ヲ中心トシテ組織セラレタル白馬會

ノ第一回展ニハ「春の小川」「四條河原の夏」「稻こぎ」等十點ノ水彩畫ヲ第二回展ニハ「池畔納涼」「逍遙」「雨後暮色」等ノ九點ヲ第三回展ニハ「濱邊の朝」「池畔」「貝拾ひ」等ノ八點ヲ又第四回展ニハ「夕空」「雨」「花」等十四點ヲ出品シテ益々好評ヲ得タリ。而シテ眞ノ面目ヲ發揮シタル秀作トシテハ第七回展ノ「天平のおもかげ」ナリ。次デ第八回展ニハ「諧音」ヲ第九回展ニハ「蝶」「朝」「夕」ヲ出品セリ。同四十四年五月ノ展覽會ニハ滯歐中ノ作品三十點ヲ特別陳列シテ研究ノ成果ヲ發表シ又其年四月東京府主催ノ第二回東京美術及美術工藝展覽會ニハ審査員ヲ囑託セラレ鑑審査ニ從事ス。之ヨリ先明治四十五年ニハ岡田三郎助ト共ニ本郷春木町ニ本郷洋畫研究所ヲ設立シ研究生ノ指導ヲナセシモ約一年ノ後岡田三郎助ニ委ネ自ラハ小石川ノ川端畫學校ニ於テ研究生ヲ指導スルコト、シ現今ニ及ベリ。大正八年帝國美術院規定ガ制定セラレ其秋第一回ノ帝展ニハ「カムボドリオのあたり」ヲ出品翌第二回帝展ニハ「朝」第三回帝展ニハ「女の顔」第五回帝展ニハ「東洋振り」及「アマゾース」ヲ出品ス。此年第三回朝鮮美術展覽會ニハ審査員ヲ囑託セラレ半島美術ノ爲盡力スル所アリ。

同十五年第一回聖德太子奉讀會展覽會ニハ「芳蕙」ヲ出品シ翌昭和二年ノ第八回帝展ニハ「鉸剪眉」ヲ第十回帝展ニハ「淡路島遠望」ヲ出品。同五年第二回聖德太子奉讀會展覽會ニハ「女子合掌」ヲ同六年ノ第十二回帝展ニハ「春」第十三回帝展ニハ「大王岬に打ち寄せる怒濤」第十四回帝展ニハ「太陽のある風景」ヲ出品同十年第十回朝鮮美術展覽會ニハ審査員ヲ委囑サレ同十三年第二回文展ニハ「耕到天」ヲ出品ス。

カクノ如ク藤島教授ハ本校教授トシテ在官現ニ四十二年 幾多ノ後進ヲ教養シタルノミナラズ明治二十三年洋風畫ノ研究ニ發心以來凡ソ五十年 熱烈ナル研究ト努力トハ其天賦ノ才ト相俟ツテ明治美術會、白馬會、文展、帝展其他ノ博覽會、美術展覽會等ニ優秀ナル作品ヲ發表シ幼稚ナル我國洋風畫ノ發達ニ寄與セシ功績ハ永久ニ顯彰セラルベキモノナリト信ズ

〔昭和十四年職員關係書類庶務掛〕

藤島の死去に伴い、関係者の追悼談が新聞や雑誌に掲載されたが、ここでは特に本校教師としての藤島について記した一文を転載して置く。

藤島先生を偲ぶ

伊原 宇三郎

〔中略〕

先生は、師としても私には得難い方で、永い間にいろ／＼貴重なものや興へられた、その憶ひ出を少し手繰つて見やう。

先生の人物評、作品評はなか／＼採點が辛く、あの有名なデッサンの直し方と同じ筆法で、随分びし／＼とやられた。例へば、大分前のことであるが、「一體君は人間も馬鹿正直で、生活でも畫でも、コツ／＼やるだけが能ぢやない。エツ、エといふものについて大いに學ばなくてはいけない」と言はれたことがある。これは其後折に觸れては頻りに思ひ出して反芻したものである。

又「裸婦三容」を描いた年、出品前にアトリエに遊びに来て下

すつて「これは駄目だから描き直したら何うだ」と言はれたので、もう期日もなし、すっかり狼狽したことがある。あの頃は、私のスラムブ時代で、後になつて見るとさう言はれて慌てる迄もなく、あれは全くの駄作で、今更の様に先生の直言を有難く思つた。

叱られた思ひ出にこんなものもある。十年の餘も前のことであるが、まだ一般に「庶民と藝術」とか「美術品の偏在」などについての議論の行はれて居ない頃、一日先生の處でそんな問題について話した處が「エ、カキがそんなことを心配しなくてよろしい」とのことではハツとし、又其處に、先生の如何にも藝術家らしい腹構えが讀み取られて深い味はひを感じ、それ以來、術學的な自分を顧みて大いに反省に努めたことである。

何事も實力本位で、規則や形式がお嫌ひで、だからあれ程永く學校勤めをしてゐられて官僚臭など微塵もなく、常に若い者の先頭に立つて、隨いて來いと言はなくても皆がその後につき隨ふ。若い間は兎も角、先生の年齢になつて見れば、なか／＼容易に出来ることではないと思ふ。

それ故、學校の「藤島教室」はいつも押すな／＼の盛況で、年から言へば先生と學生とは、祖父と孫と位開いて居ても、師弟の間には實に緊密なものがあつた。

この「藤島教室」は、私のクラスが在學中に新しく作られたもので、それ迄は學年別に先生が違つてゐたが、新しい教室制度が布かれるといふので、皆が志望を提出して見ると、餘りに先生の處へ志望者が集まり過ぎて困つたことであつた。大正六年から

七年の頃〔マテ〕ことである。それから、昨年最後の卒業生が出る迄二十五年間、「藤島教室」は連綿と続き、教育家としての大きな足跡を残されたが、先生が御病氣で起てなくなつてから、時々私に見る様にといふ過分な御示しであつたので、その最後のクラスに私は全力を傾けた。さういふ譯で、先生の教室の最初と最後に關係を持つことになつたのも、不思議な御縁だと思つてゐる。

私が母校へ入る時にも、先生は私の爲に並々ならぬ御盡力をして下すつた。ある時、突然先生から呼出しがあつて何ふと、思ひがけないその御話して、それから、前後の事情や、青年畫家教育の大切なこと、それと同時に、作家としての個人的完成も亦更に重要なこと、先生臭くならぬ様注意すること、當時私の關係してゐた私立の美術學校の方は兼任では面白くないから辭める様など、何くれとなく噛んで含める様に訓して下すつた。この時の、しみくとした先生は今も私の腦裡に鮮やかで忘じ難い。それから四、五日して正木先生から辭令を下附され、その一二時間後に正木先生が辭表を出されたことを知つて驚いた。

〔中略〕

教官室での先生はいつも朗らかで、よもやまの話に人も笑はせ、御自分も相好を崩して笑はれる。そんな時、先生の剛毅な一面は見るべくもなく、全く天真な童顔、童心になつてゐられた。

面到我臭いことは何事によらず避けて居られたので、會議の席でも發言されることは減多に無かつたし、何かの時に餘儀なく起つても、さういふ辯は訥々たるものであつた。たゞ一つ、私の記憶に強いのは、今迄「西洋畫科」であつた科名を、西洋といふ字が

面白くないといふ強い信念を以て「油繪科」に改められた。それが日支事變の始まるずつと前のことであるから、今から思へば非常な卓見であつたと申上げねばならない。

さういふ國家意識の熾烈さの中にも、やはり薩摩隼人の面目躍如たるものがあつて、事變が始まり、大戦争になるに及んで益々燃え上り、若い者が逆に發奮〔マテ〕される様な有様であつた。先生の晩年に斯ういふ肇國以來の一大決戦時代が到來して、先生の國土的な一面をも窺ふことが出來たのはまことに幸なことであつたと見ることが出来る。

去年の春頃であつたかと思ふが、御病勢に波瀾が多くて、一時非常に弱氣になられたことがある。弱氣の先生を見たのは後にも先にも私には此時だけであるが、其時は、門下生一同への形見分けをしたいからなごさへ言はれた。

又ある時には、何となく焦々としてゐられるらしく見受けられることもあつたが、あの御氣象で、永い間床の中に自由を奪はれてゐては、私達が外から窺ひ得る以上に、何んなに心中鬱してゐられたか、悲しいことに誰にもそれを何うする方法もなかつたのである。

十月末に私が南から歸つて見ると、先生はすっかり元氣を取り戻してゐられて、いろ／＼南の話を引出されたり、其後、やつと間に合はせたあの製作についても何かと御批評の御言葉を頂き、又學校のことも随分心配されて、種々具體案を作つてゐられたが、たゞ／＼その實現を見ることなくして逝かれてしまつた。

〔下略〕

⑧ 各科主任の廃止

昭和十八年三月、本校教育事務分掌規程を改正し、各科主任を廃して理事のみとし、教育並びに訓育に関する事務各課と連絡して生徒の指導監督等を掌らせることとした。また、学科主任、理事を廃止した。

⑨ 文庫委員規定制定

同年同月、文庫委員規定を設け、収蔵図書、標本の選定、整理、保管等の事務に従事させることとした。

⑩ 高等師範学校卒業生者服務規則廃止

同年四月一日、文部省令第七号高等師範学校及び女子高等師範学校規程改正により、大正十年制定の文部省令第二十九号高等師範学校卒業生者服務規則は廃止された。

⑪ 専門學校教育刷新と本校

昭和十八年五月、戦時体制に即応すべく教育刷新充実ということが急務とされた折りから、文部省は本校校長に対し、数項目にわたって意見の陳述を求めた。左記はその意見書の控え（昭和十八年一月文部省往復書類^{庶務}）であるが、学校の概況を知る参考になる。

専門學校教育刷新充實ニ關スル件

一、當校教育ノ目標並ニ性格ニ關スル件

一、本校ハ美術家ノ養成ヲ目的トスル本邦唯一ノ官立學校ニシテ本科ヲ分チテ日本畫科、油畫科、彫刻科、工藝科及建築科ノ五トシ更ニ彫刻科ヲ塑造部、木彫部ノ二ニ工藝科ヲ圖案部、彫金部、鍛金部、鑄金部、漆工部ノ五ニ分ツ。コノ他別ニ中等學校其他ノ藝能科圖畫、工作、書道ヲ擔當スベキ教員ノ養成ヲ目的トスル修業年限四ヶ年ノ師範科アリ

各科各部ニ於ケル主ナル科目ノ教授要目ハ別冊ノ如シ「現存セザル——編者註」之ニヨリテモ知ラル、如ク我邦ノ傳統的技法ヲ修得シ更ニ自己ノ創意ヲ出シテ國威ヲ海外ニ宣揚スベキ皇國ノ美術家タラントスルモノニ對シ其基礎的修練ヲ行フニハ五ヶ年ヲ以テスルモ猶且ツ修業年限ノ不足ヲ感ゼザルヲ得ズ如何ニ指導ノ方法ヲ更ムルモ三年ニ短縮シテ所期ノ成績ヲ擧クルコトハ到底不可能ナリ

師範科ハ從來三年制ナリシモ時世ノ進運ニ伴ヒ學習内容漸ク複雑トナリ到底此短期間ニテハ所期ノ目的ヲ達成シ得ザルヲ以テ久シキニ亘リ年限ノ延長ヲ要望シナガラ容易ニ實現ヲ見ルニ至ラザリシモ多年ノ宿望漸ク叶ヒ昨昭和十七年度ヨリ修業年限ヲ一ヶ年延長シテ四ヶ年ニ改ムルヲ得タルモ昇格セル新制師範學校（昭和十八年三月、從來年限二年ノ中等學校として取り扱われていた師範學校は専門學校程度へと昇格した——編者註）ノ指導者ヲ養成スルニハ少クモ更ニ一ヶ年ノ増加ヲ必要トスルニ至レリ